

奈良県

誰もが暮らしやすいと感じることができる
奈良県を目指して

◎奈良県では、これまで国の「精神障害者退院促進支援事業:モデル事業」(H15年～)をはじめ、「地域移行特別対策事業」等を活用して、主に保健所や精神科病院、福祉事業所などが連携し、円滑な地域移行・地域定着を図るための支援に取り組んでいる。
◎昨年度、見直した保健医療計画に基づき、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組み等を進めているところ。

1 県又は政令市の基礎情報

奈良県



取組内容

- ・主に保健所や精神科病院、福祉事業所などが連携し、地域移行・地域定着を図るために連絡会や交流会等を実施している。
- ・また、人材養成を目的とした研修を精神保健福祉センター等が実施している。

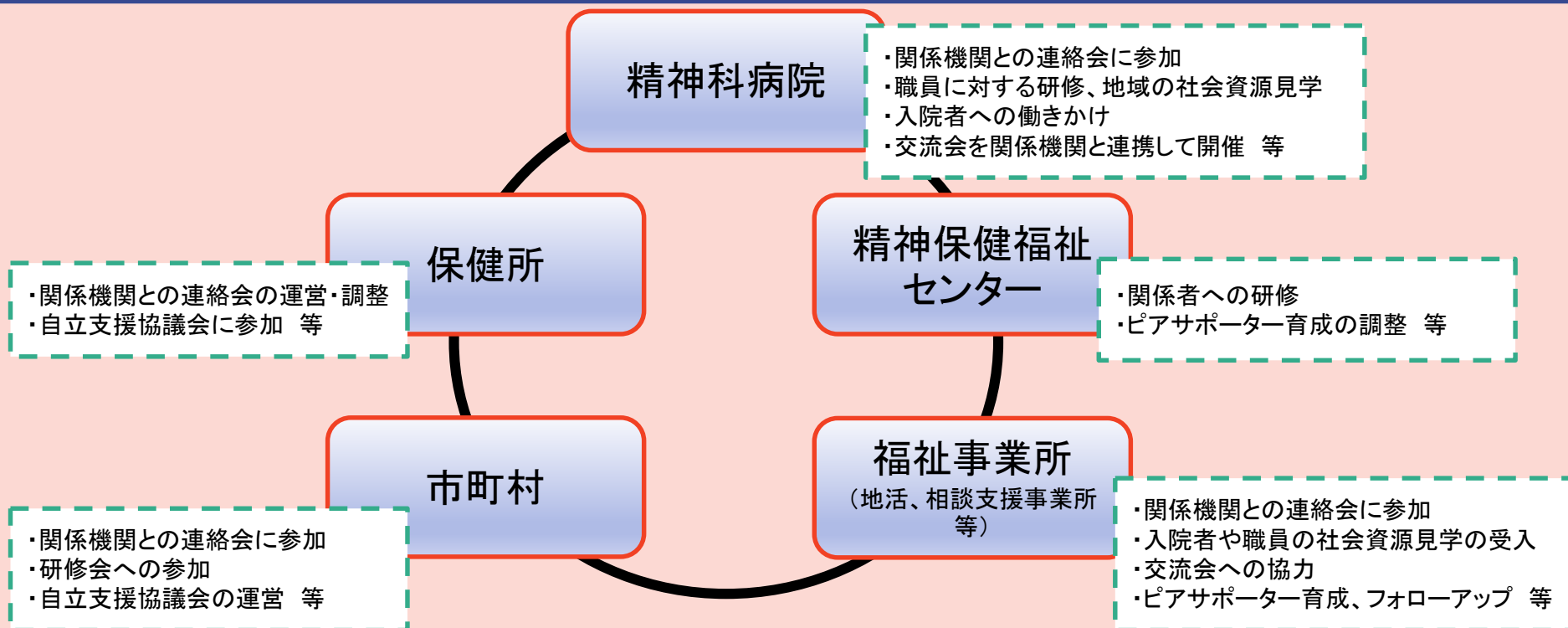
基本情報（都道府県等情報）

障害保健福祉圏域数（H31年4月時点）	5	か所
市町村数（H31年4月時点）	39	市町村
人口（H31年4月時点）	1,333,957	人
精神科病院の数（H29年6月時点）	10	病院
精神科病床数（H29年6月時点）	2,890	床
入院精神障害者数 （H29年6月時点）	合計	2,484 人
	3か月未満（％：構成割合）	478 人 19.2％
	3か月以上1年未満（％：構成割合）	604 人 24.3％
	1年以上（％：構成割合）	1,402 人 56.4％
	うち65歳未満	546 人
	うち65歳以上	856 人
退院率（H29年6月時点）	入院後3か月時点	65.0％
	入院後6か月時点	85.0％
	入院後1年時点	98.0％
相談支援事業所数 （H29年6月時点）	基幹相談支援センター数	か所
	一般相談支援事業所数	119 か所
	特定相談支援事業所数	204 か所
保健所数（H31年4月時点）	5	か所
（自立支援）協議会の開催頻度 （H30年度）	（自立支援）協議会の開催頻度	全体会：1回/年 回/年
	精神領域に関する議論を行う部会の有無	有
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況（H31年4月時点）	都道府県	有・無 2 か所
	障害保健福祉圏域	有・無 2 / 5 か所/障害圏域数
	市町村	有・無 1 / 39 か所/市町村数

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組概要（全体）

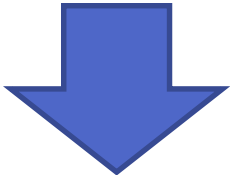
主に地域移行への取組概要

- 精神科病院では、入院者に対して退院に向けた働きかけや地域の当事者との交流会や社会資源の見学等を通じて地域移行に向けた取組を進めている。また、地域活動支援センター等の福祉事業所は、利用者に対しピアサポートの意義を伝え、入院者との関わりへの支援、入院者や病院職員の見学会等に協力し、地域移行を促進するとともに精神障害者が地域で自分らしい暮らしができるよう支援している。保健所や市町村は、これらの取組が円滑に進むよう連絡会や自立支援協議会を開催し、関係機関の調整役を担っている。精神保健福祉センターは、関係する職員のスキルアップ、ピアサポーター育成の支援等を実施している。
- 県は、上記の取組をさらに推進するため、精神科病院の理解促進や市町村の積極的な関わりなどが重要であるため、今年度策定した保健医療計画のなかで、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進、精神障害者の地域移行に向けた取組や障害福祉計画等と整合性を計りながら地域移行を促す等、今後取り組むべき施策を明らかにしている。



3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の経緯

取組の経緯

- 平成15年度 退院促進支援事業：モデル事業を実施
県、精神保健福祉センター、生活支援センター等で構成した自立支援促進会議を開催し、全ての精神科病院へ必要性を説明し協力を要請。病院から推薦のあった患者の退院に向けた支援を行う。
- 平成20年度 地域移行特別対策事業を実施
各保健所の精神保健福祉相談員を地域の体制整備の総合調整を担うコーディネーターと位置づけ、事業を推進する。
- 平成21年度 地域移行・地域定着支援事業を実施。
- 平成24年度 総合支援法の個別給付化が始まる。
- 
- H25年度 中央研修会へ参加（支援の三角点設置研修会主催）
県研修会開催（支援の三角点設置研修会共催）
H26年度～県研修会開催（精神保健福祉センター主催）
- 各保健所によって、多少の濃淡は見られるものの管内の精神科病院や福祉事業所、市町村、地域自立支援協議会等と連携して、交流会や地域移行の個別支援に取り組んでいる。
- 平成27年度 地域医療推進体制整備事業（モデル事業3年）Y病院委託
病院近くに試験外泊ができる居室を設け、入院患者を支援する職員を配置し、退院に消極的だった本人、家族、病院職員の意識の変容に取り組んでいる。
- 平成29年度 地域医療推進体制整備事業終了
16名が対象となり9名が退院した。
- 平成30年度 県保健医療計画において、精神科基準病床数の設定や疾病毎の医療体制を明示化。

4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に資する取組の成果・効果

＜平成30年度までの成果・効果＞

課題解決の達成度を測る指標	目標値 (H30年度当初)	実績値 (H30年度末)	具体的な成果・効果
①各保健所における協議の場の設置数	2	2	協議の場ができることで、支援体制の構築の推進が図れた。
②			
③			

5 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた現時点における強みと課題

【特徴(強み)】

1. 県内の精神科病院は10病院。全国的に見ても少ないことから、少ないからこそできる取組。
2. 各保健所に福祉系専門職と保健師が精神保健係に配属されており、お互いの視点や価値などを協働した取組。

課題	課題解決に向けた取組方針	課題・方針に対する視点別の認識(取組)	
各市町村の取組にバラツキが見られ、医療・保健・福祉の協議する場が脆弱。	障害福祉圏域とは保健所が管轄するエリアが異なるので、各県保健所が主体となって保健所が管轄する地域で医療・保健・福祉が協議する場を設置する。	行政側	
		医療側	
		事業者側	
		関係機関・住民等	
保健医療計画と障害福祉計画の整合性を計りながら地域移行を促す基盤整備の推進。	県並びに市町村において、今回の障害福祉計画策定には基盤整備の具体的な数値目標を設定することができなかった。今後、目標設定に必要な情報提供等の支援を行う。	行政側	市町村は、どのようなサービスがどれだけ必要なのか明確でないため目標設定できない。
		医療側	
		事業者側	
		関係機関・住民等	

課題解決の達成度を測る指標	指標の設定理由	現状値	目標値(R1)
①各保健所における協議会の設置数	県内5保健所のうち、2保健所のみ設置	2保健所	4保健所
②県・市町村計画に基盤整備の数値目標を設定	国と県障害福祉計画の期間がずれており、次回のR1年度計画策定までに必要な情報提供を行う	未確認	—
③			

6 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた今年度の取組スケジュール

時期(月)	実施する項目	実施する内容
H31年4月～ R2年3月	ピアサポートの 活用に係る事業	退院に向けて入院者等と地域の当事者との交流会等が取組まれている。一方、地域事業所等の職員らが、事業所利用者等にピアサポートの意義を共に考え、今後の取組について話し合いを進めており、今年度は具体的に養成の方法等について一定の結論を得る。
H31年4月～ R2年3月	地方公共団体による精神障害者の退院後支援事業	「地方公共団体による精神障害者の退院後ガイドライン」に基づき当県のマニュアルを作成。それにより、保健所が中心となり、医療機関をはじめ、地域の支援機関と連携し、対象者が退院後地域で定着できるよう支援する。